

## 第7回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会議事概要

1. 日時 平成27年7月21日（火）10:00～12:00
2. 場所 独立行政法人農林漁業信用基金 第一会議室
3. 議題
  - (1) 平成27年2月～3月までに締結した契約案件（少額随意契約を除く）についての競争性確保の点検等について
  - (2) 平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について
  - (3) 今後の契約監視委員会の開催予定（案）について
4. 出席委員（◎印は委員長）
  - ◎中里 猛志（中里猛志公認会計士事務所代表）
  - 楯 香津美（ホープ法律事務所弁護士）
  - 伊藤 佳江（伊藤佳江税理士事務所代表）
  - 泉澤 和行（独立行政法人農林漁業信用基金監事）
  - 米村 公雄（独立行政法人農林漁業信用基金監事）
5. 議事
  - (1) 平成27年2月～3月までに締結した契約案件（少額随意契約を除く）についての競争性確保の点検等について  
信用基金より資料1～2を説明。以下、主な意見。  
資料1 平成27年2月～3月までの契約実績（総括表及び内訳表）  
資料2 競争性のない随意契約に係る随意契約理由と今後の対応

委員：競争性のない随意契約が1件あったが、契約に至る経緯や手続きはどのようなものだったのか。

基金：これは緊急に信用基金の会計及び税務について、税法や税制実務に精通している者から税務相談等の役務の提供を受ける必要があったことから、会計規程に基づき、契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行ったものである。

委員：信用基金の契約事務取扱細則が改正され、平成27年4月から電算システムのプログラムの改修や保守を行うことができる者が当該システムの著作権を有する開発者に限られる場合は、随意契約によることができることとされているが、その場合の価格の公正性はどのような形で担保されるのか。

基金：これまでの競争入札等と同様に予定価格を作成し、契約審査会を開催して、実際の取引価格等を参考としてチェックすること等により担保される。また、随意契約に係る契約審査会の審査結果については、当契約監視委員会において事後点検を行うことになる。

委員：平成28年1月からマイナンバーの利用が始まるが、社会保険や年末調整に係る内部システムについてはバージョンアップ等が必要になるので、早めの調達を進めて適切に対応いただきたい。

(2) 平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について  
信用基金より資料3を説明。以下、主な意見。

資料3 平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）

委員：平成27年度調達等合理化計画（案）については、総務省から示された策定要領に沿ったものとなっているが、これは現行の合理化計画の枠組みが調達の適性化を主目的としてきたものから調達の合理化に変えていくということのようなので、今後、内部の要領等の見直しの検討も必要になるかも知れない。

(3) 今後の契約監視委員会の開催予定（案）について  
信用基金より資料4を説明。以下、主な意見。

資料4 今後の契約監視委員会の開催予定（案）について

委員：平成28年度以降の契約監視委員会については、これまでの2月から4月の開催になるということだが、この方が年度ごとにまとめて契約案件の点検等もでき、すっきりするので異論はない。

委員長：それでは、以上の委員からの意見等を事務局でとりまとめ、後日各委員に報告いただき、各委員の意見を聞いたうえで農林水産省への報告については委員長一任ということでよろしいか。（了承）